

# と畜検査手数料の改正について

## 1 経緯

と畜場法等の改正により、令和3年6月1日から、全と畜場にHACCPに基づく衛生管理が義務化され、と畜場の衛生管理のチェックをと畜検査員が日々行うことになりました。

### と畜検査員によるHACCP外部検証の開始

と畜場の衛生管理の向上と枝肉の安全性を図るため、と畜場では、衛生管理計画や作業手順書を作成し、と畜解体を行っています。と畜検査員は、衛生的な解体作業の確認や枝肉の微生物試験によるチェックを行うこととされています。

#### 外部検証の業務内容

疾病検査に加えて、

- ・ 毎日の作業前や作業中にと畜場の衛生管理の状況を検査
- ・ 1か月ごとにと畜場の作業記録を検査、枝肉の微生物試験を実施

### と畜検査手数料の改正事項

- (1) 外部検証の微生物検査等（医薬材料費）  
外部検証の検査に必要な機材を新たに計上する。
- (2) 合札（印刷製本費）  
個体管理のための合札の金額を変更する。
- (3) 人件費  
積算で規定する人件費の所要経費を変更する。

## 2 改正内容

	現行		改正後
牛・馬	700円	➔	730円
仔牛・豚	300円		340円
めん羊・山羊	300円		340円

## 3 施行日

令和5年4月1日

# 用語解説

## HACCP（ハサップ）

危害分析・重要管理点方式という食品の衛生管理手法の1つでHazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとってHACCP(ハサップ)と呼ばれています。

今までは、主に最終製品を抜き取り検査して、食品の安全性を確認していました。しかし、この方法では、検査していない食品の安全性が完全に保障できないこと、検査結果が出たときには、製品は販売されてしまっていることなどから、安全性の保障に限界がありました。

HACCPは、あらかじめ食品の安全性について危害を予測して、その危害を管理することができる工程を重要管理点として特定し、重点的に管理することで、工程全般を通じて危害の発生を予防し、製品の安全確保を図るため継続的な改善を行う仕組みです。

と畜場の設置者等やと畜業者等は、「と畜場におけるとさつ・解体処理の衛生管理計画作成のための手引書」等を用いて、衛生管理計画を作成、実行いたします。

## 外部検証

と畜場法施行規則の規定に基づき、と畜検査員がと畜場の衛生管理計画及び手順書、並びに施設の衛生管理の実施状況を検査し、衛生管理が適切に行われていることを確認します。

具体的には、施設での作業やその記録が計画・手順書のとおり適切に実施されているかの確認や、年間を通して、枝肉の表面を切除して、微生物試験を行い、衛生状態を確認する他、検査結果から施設毎の衛生基準値を定めます。

と畜検査手数料の改正について、ご理解とご協力をお願いいたします。